

## 岩手県事務用共通封筒広告掲載の基準

(「岩手県広告取扱基準」及び「岩手県事務用共通封筒広告掲載要領」に記載された基準をまとめたものです。)

次の基準に該当する場合は、岩手県事務用共通封筒広告掲載の対象としません。

また、封筒の提供を受けた後にこの基準に該当することが判明した場合は、封筒の使用を中止し残部がある場合は広告主の了解を受けずに廃棄します。

### ◆広告掲載の内容に関する基準◆

次のいずれかに該当する内容の広告は、封筒に掲載することができません。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- 2 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- 3 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- 4 政治性のあるもの
- 5 宗教性のあるもの
- 6 特定の主義又は主張に当たるもの
- 7 内容又は責任の所在が不明確なもの
- 8 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの若しくは事実を誤認するおそれがあるもの
- 9 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれがあるもの
- 10 比較広告(自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として示し、商品等の内容又は取引条件を比較する広告をいう。)
- 11 人員募集又は解雇広告に関するもの
- 12 医療行為に類似したサービス又は医療用具器具に類似した商品に関するもの
- 13 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
- 14 その他県有資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でないと認められるもの

### ◆事業者に関する基準◆

次のいずれかに該当する事業者の広告は掲載しません。

- 1 各種法令に違反している者
- 2 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、岩手県暴力団排除条例(平成23年岩手県条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団・同条第3号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する者
- 4 違法又は不適當な行為により営業停止、営業許可の取り消し、違法建築物の除去命令などの不利益処分を受けている者
- 5 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続き中の者
- 6 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 7 県税を滞納している者
- 8 物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日知事決裁)に基づく指名停止措置を受けている者
- 9 その他県有財産を広告媒体とする広告に係る事業者として適当でないと認められる者